



(仮称) 千代田区共育推進計画
【素案】

千代田区教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	基本理念	4
3	めざす子ども達の姿	5
4	計画期間	5
5	共育大綱及び共育ビジョンに基づく共育推進施策	6
	(1) 共育推進計画体系図	
	(2) 共育推進計画	
	目標1 子育てが楽しいと思えるまちにする	
	目標2 子どもが安全・安心に暮らせるまちにする	
	目標3 子どもがのびのびと遊べるまちにする	
	目標4 子育てにかかる経済的負担を軽減させ等しく良質な教育を受ける権利を保障する	
	目標5 保育園の待機児童をなくす	
	目標6 保育の質を高める	
	目標7 学童クラブの待機児童ゼロの堅持と放課後活動を充実させる	
	目標8 児童虐待のないまちをつくる	
	目標9 発達に不安のある子どもへの支援を充実させる	
	目標10 家庭・地域・学校が連携・協力して子どもを育む	
	目標11 思いやりの心、豊かな心を育てる	
	目標12 いじめのない学校(園)にする	
	目標13 各校(園)の特色ある教育活動を進める【目標30に再掲】	
	目標14 質の高い初等教育を維持・向上させる(8校8園体制の堅持)	
	目標15 中等教育の魅力を向上させる	
	目標16 各校・園の連携を進める	
	目標17 不登校の子どもをなくす	
	目標18 特別な配慮が必要な子どもへの支援を進める	
	目標19 健全な食生活を実践することができる力を育てる	
	目標20 子どもに関わる教職員の資質を向上させる	
	目標21 今日的な教育課題に対応した質の高い教育施設の整備を進める	
	目標22 ICTを教育の様々な場面で活用する	
	目標23 基礎・基本を着実に定着させる	
	目標24 子どもの運動能力を向上させる	
	目標25 グローバル化を見据えた国際社会で活躍できる人材を育てる	
	目標26 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める【目標31に再掲】	
	目標27 社会の変化に対応できる思考力・判断力を身に付けさせる	
	目標28 情報に関する正しい知識を身に付けさせる	

目標29 子どもの読書活動を活性化させる

目標30 各校（園）の特色ある教育活動を進める 【目標13の再掲】

目標31 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める 【目標26の再掲】

1 はじめに

■子ども・子育て支援の課題

現在、我が国においては、少子化の急速な進行や保護者の就労形態の変化など、子どもと家庭、地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘され、一部の区市では、保育園や学童保育における待機児童の発生が大きな問題となっています。

また、学校教育においても、少子化による教育環境の変化の他にも、グローバル化の進展やICTの発達により子ども達を取り巻く環境は変わり続けており、こうした変化の激しい社会の中で生き抜く力を身につけた子ども達を育てていくことが求められています。

本区においては近年、子育て世帯が増加傾向にあり、乳幼児人口の増加による保育需要は、予想を上回るペースで増大しています。また、年少人口の増加が学校施設をはじめとする教育環境に及ぼす影響に対しても計画的に対処していく必要があります。

しかしながら長期的な目で見れば、全国的な少子化の影響は本区においても避けられず、長期的な少子化傾向を見据えたうえで、目前の子どもの増加に対応していかなければなりません。

このような子どもと子育てを巡る環境の変化に対応した、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子育てをしやすい地域社会づくりを行い、次の世代を担う子ども達が健全に成長できる社会をめざしていく必要があります。

■これまでの取組

本区では、明日の社会を担う子ども達の育成は社会全体で支援することが不可欠であるとの認識のもと、次世代育成支援を区政運営の基本的な柱の一つにとらえ、子どもを産み育てたいと願う人々が安心して出産し、喜びや楽しみを味わいながらゆとりを持って子育てをすることのできる地域社会づくりに取り組んできました。

平成 17 年に「千代田区次世代育成支援行動計画」、平成 22 年に「千代田区次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、保育園、こども園、幼稚園、学童クラブなどの充実に加え、母子保健、教育などの充実も図ってきました。

第一に、幼稚園と保育園に関する国の縦割り行政が行われる中、従来の幼稚園や保育園といった枠組みにとらわれない新たな乳幼児育成施設である「こども園」を創設しました。こども園は、地域の子どもが年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、同じ内容の育成課程を受けられるようにしました。その後、本区におけるこの先進的な取組が国をも動かし、平成 18 年 10 月、新法に基づく「認定こども園制度」が設けられたところです。

第二に、保育園の待機児童ゼロを堅持するとともに、放課後児童健全育成事業の充実やアフタースクール事業の充実により、学童クラブの待機児童ゼロにも取り組

んできました。

第三に、児童手当制度をさらに拡充した区独自の次世代育成手当の支給、乳幼児医療費助成をさらに拡充した区独自のこども医療費助成、中小企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための中小企業従業員への仕事と育児支援助成、育児・介護休業者職場復帰支援、次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付にも取り組んできました。

第四に、本区は、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、「こども・教育部」を創設しました。これにより、国の「厚生労働省」と「文部科学省」といった縦割り組織に倣うことなく、0歳から18歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策の展開が可能となりました。

第五に、これらの施策の着実な推進を図るため、「子育て施策の財源の確保に関する条例」を制定し、子育て環境の整備・充実のための新規・拡充施策に要する経費に充ててきました。平成27年度からは子ども・子育て支援事業基金を設置し、引き続き子どもを安心して育てることができる環境整備に必要な財源の確保に努めています。

また、平成22年4月には「千代田区共育マスタープラン」を策定し、「共育」を次世代育成支援及び教育振興の基本理念とすることとしました。「千代田区共育マスタープラン」は、教育基本法に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含するものともされています。

■子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度が始まりました。新制度においては、区市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなり、また、次世代育成支援行動計画の根拠法であった次世代育成支援対策推進法は、10年間延長されることとなりました。

■「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」の制定

子ども・子育て支援新制度のスタートにあたり、本区においては、新たに「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定しました。

この条例は、現実には、認証保育所等の認可外施設も、子ども・子育て支援施策のなかで重要な役割を果たしていることに鑑み、区が関与する認可外施設を子ども・子育て支援のための施設として明確に位置づけると同時に、これらについても、認可施設と同等の教育・保育が提供されるべく、その質的改善が図られるよう区として支援していくことを明らかにしたものです。

この条例の趣旨に従い、本区では、区立と私立、認可保育所と認証保育所、こども園と幼稚園、幼保一体施設など、その形態や実施主体の違いにかかわらず、区が関与する未就学児に対するすべての教育・保育施設について、等しく良好な子育て環境が確保できるよう努めていきます。

■「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」の策定

平成27年度から施行された改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方公共団体の長は、教育等に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。本区においては、「千代田区共育マスタープラン」で示された「共育」の考え方を基本理念として今後も引き続き発展させるとともに、子どもの健やかに育つ権利の実現と、0歳から18歳までを見通した次世代育成支援及び教育振興施策を進めていくことをあらためて確認し、「千代田区共育大綱」を策定しました。

また、教育委員会においても「千代田区共育マスタープラン」に代わり、本区の次世代育成支援施策及び教育振興施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育大綱」に合わせ、「千代田区共育ビジョン」を策定しました。

■区民のニーズに確実にこたえるために

新たに定められた「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」で示された方針に基づき、次世代育成支援施策及び教育振興施策を計画的に推進することができるよう「千代田区共育推進計画」を策定します。また、「千代田区共育推進計画」は、次世代育成支援施策の基本計画と、教育基本法に基づく千代田区の教育振興基本計画の性格を併せ持つものです。

千代田区共育大綱（千代田区共育ビジョン）

※地教行法に基づく、教育等に関する総合的な施策の大綱

※次世代育成支援施策及び教育振興施策の基本的方針

千代田区共育推進計画（平成28～31年度）

※共育大綱（共育ビジョン）実現のための目標管理型計画

※次世代育成支援施策の基本計画

※教育基本法に基づく、千代田区の教育振興基本計画

千代田区次世代育成支援計画（平成27～31年度）

※子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画

*「共育」とは、「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等が共に一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくという考え方です。

2 基本理念

本区では、平成 28 年 3 月に、区の次世代育成支援施策及び教育振興施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」を策定し、「千代田区共育マスタープラン」で示された「共育」を、引き続き次世代育成支援及び教育振興の基本理念とすることを確認しました。

■「共育」を基本理念とする地域社会の実現

「共育」とは、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等が共に一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくことです。

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にあります。保護者は子育てにおける家庭の責任を十分に自覚し、子どもとの深い信頼関係のもと、常に「子どもの最善の利益」を考え、子育てを通じて子どもと共に成長することが期待されます。

また、学校（園）が子どもにも教員にも楽しい学びの場となり、子ども達も教員も、また学校（園）そのものも、共に成長できるようにする必要があります。

地域社会を構成する様々な住民、団体、企業等が、子どもや子育てをする家庭を支援していくことも必要です。

■子どもの健やかに育つ権利の実現

子どもが「健やかに育つ」ことは、自分らしく生きる自立意識（自立性・個性）と他者との共生意識（共同性・社会性）を育むことです。子ども同士が様々な場でぶつかり合い、協力し合い学び合うことで、「個性」と「社会性」が共に育ちます。多様な子ども達の存在を受け入れ、すべての子どもの健やかに育つ権利の実現をめざします。次世代育成支援及び教育にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの生きる権利等を尊重します。また、インクルーシブ教育（人間の多様性を尊重し、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り一緒に学ぶことができるよう配慮すること）を推進していきます。

■0歳から 18 歳までの連続した教育・子育て支援

本区では、幼稚園と保育園を一元化した千代田区独自の「こども園」の創設など、子育てと教育の壁を取り払った施策の推進に取り組んできました。

また、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、教育委員会において、0歳から 18 歳までを見通した統一的、効率的、効果的な次世代育成支援施策及び教育振興施策に取り組んできました。

今後とも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から、学校教育期までを見通した次世代育成支援及び教育を実施していく必要があります。

3 めざす子ども達の姿

「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもの姿を示しています。

■人と人とのつながりの中で生きる

- ◎周囲に流されず、自己の信念に従って行動ができる人
- ◎感性を磨き、思いやりや慈しみの心をもつ人
- ◎社会性を重んじ、多様性を受容することのできる人
- ◎自国の文化や地域に誇りをもつ人
- ◎一人だけでなく周囲の人と共に豊かになっていくことのできる人

■自分自身と向き合う

- ◎自己肯定感や自尊感情を持つ人
- ◎失敗を恐れず忍耐力をもって様々な課題に意欲的に取り組むことのできる人

■新しい時代を生き抜く

- ◎高い志をもって現実と向かい合うことのできる人
- ◎理想の実現に向けて、未知の課題を自ら発見し、解決することによって、新たな価値を創造する人
- ◎必要な知識、技能を習得し、それをもとに思考力・判断力表現力等の向上に努力する人
- ◎他者と協働しながら自らの考えを実行することのできる人

4 計画期間

計画期間は、平成 28 年度～平成 31 年度までの 4 年間とします。

5

共育大綱及び共育ビジョンに基づく共育推進施策

「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」では、「共育」の理念に基づいて地域全体で子ども達を見守っていき、めざす子ども達の姿を実現できるよう、施策の基本的方向性を決めました。この基本的方向性に従い、次世代育成支援施策及び教育振興施策を計画的に推進していきます。

■基本的方向性1 家庭と地域、学校（園）の共育力を向上させる

家庭教育を基本に、家庭と地域、学校（園）が一体となって協力し、子ども達が基本的な生活習慣と社会性を身に付け、心身の調和のとれた発達を図れるようにします。

■基本的方向性2 人権尊重の精神、豊かな人間性、思いやりの心を育む

大人も子どもも、共に人権尊重の理念について学び、豊かな人間性と他者を思いやることができる心を育て、人との関係をよりよく築く力を身に付けられるようにします。

■基本的方向性3 学校（園）を楽しい学びの場にする

学校（園）が、子どもにも教員にも楽しい学びの場となり、様々な子ども達を包み込み、子ども達も教員も共に成長できるようにします。

■基本的方向性4 これからの社会を生き抜く力を身につける

子ども達が、大きく変化していくこれからの社会において、未知の課題と立ち向かい、新たな価値を創造する担い手となることができるよう、必要となる基礎的な知識、技能、思考力、判断力、表現力、体力その他の能力や、人間ならではの創造的な活動ができる感性を身につけられるようにします。

■基本的方向性5 伝統文化を尊重し新たな文化を創造する

「教育と文化のまち千代田区宣言」に基づき、大人から子どもまで文化に親しめる、自立的で文化の香り高いまちをめざします。日本の歴史や伝統文化についての理解を深め、日本や自分達が住む地域に愛着や誇りをもてるようにするとともに、新しい文化の創造を支援します。